プライバシーの保護に関する誓約書 (家庭用)

令和 年 月 日

刈谷市長	
	刈谷市
次の内容を読んで、□にチェックしてください。 刈谷市防犯カメラ等設置費補助金の交付を受け 画機に関し、その運用について次の事項を遵守する。	て設置する家庭用防犯カメラ及び録
記	
□隣接する公共空間から見やすい位置に家庭用防 します。	犯カメラを設置していることを表示
□撮影範囲に含まれる土地、建物等の所有者、管理 います。	里者、居住者等から撮影の承諾を得て
□家庭用防犯カメラ及び録画機の管理責任者及び を指定し、責任者等以外の者による家庭用防犯力 を禁止し、その運用に関する規定を定めます。	
□録画機は屋内又は施錠設備のある場所で管理し、 します。	録画データは撮影後7日以内で廃棄
□撮影は犯罪の防止を目的として行い、特定の個人	及び住宅などを撮影することにより

- 個人のプライバシーを侵害することのないよう配慮します(あらかじめ撮影の承諾を 得ている場合を除く。)。
- □画像から知り得た情報は警察などの捜査機関から依頼を受けたときを除き、外部に漏らしません。
- □家庭用防犯カメラ及び録画機の設置及び運用に関して苦情又は問い合わせを受けた ときは、自己の責任において誠実に対応します。